

「ご契約のしおり・約款」改定のお知らせ

このお知らせには、ご契約日が2020年4月1日以降のご契約について「ご契約のしおり・約款」の約款部分につき、一部変更となった内容が記載されております。「ご契約のしおり・約款」の本体冊子と併せてご一読いただき、大切に保管いただきますよう、お願いいたします。

対象となる「ご契約のしおり・約款」	Form No.*
限定告知・無解約払戻金型終身医療保険14	0T5019

*Form No.は、冊子の裏表紙の右下に記載されております。

<改定前後の普通保険約款>

・[契約の復活]の条文中、一部を以下のとおり改めます。(下線部分が変更箇所です。)

改定後	改定前
[契約の復活] 第20条第2項(抜粋) 復活を承諾した後に会社の指定した期日までに延滞した保険料を受け取った場合	復活を承諾した後に会社の指定した期日までに延滞した保険料(延滞した保険料に対する年6%の利率により複利で計算した利息を含みます。以下同じ。)を受け取った場合

・[年齢または性別の誤りの処理]の条文中、一部を以下のとおり改めます。(下線部分が変更箇所です。)

改定後	改定前
[年齢または性別の誤りの処理] 第35条第1項(抜粋) 会社は、契約を取り消すことができるものとします。 この場合、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。	契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。

・[時効]の条文中、一部を以下のとおり改めます。(下線部分が変更箇所です。)

改定後	改定前
[時効] 第38条(抜粋) これらを行行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。	3年間請求がないときには消滅します。